

青梅市こども家庭支援ワーカー（会計年度任用職員）募集要項

1 募集職種について

子どもの健全な育成を支援するために実施する子育て相談に従事する子ども家庭支援ワーカー（以下「ワーカー」という。）を募集します。

2 仕事の内容

ワーカーには、次のような仕事をしていただきます。

- (1) 子どもと家庭の総合相談
- (2) 児童虐待や養育困難家庭への支援および関係機関との連携・調整等。

3 応募の資格

次の要件をすべて満たす方

- (1) 社会福祉士、保健師、臨床心理士、公認心理師、臨床発達心理士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する方。
- (2) 児童に関わる勤務経験を有する方。
- (3) 普通自動車免許をお持ちの方。
- (4) 簡単なパソコン操作ができる方。

4 任用期間・勤務日・勤務時間

- (1) 勤務場所 青梅市こども家庭センター（青梅市健康センター内）
- (2) 勤務日 月曜日～金曜日の週5日（応相談）
- (3) 勤務時間 午前9時15分から午後5時15分まで（7時間勤務）。

5 報酬等

- (1) 報酬 日額13,622円
- (2) 通勤手当 支給要件を満たした場合に支給します。
- (3) 時間外勤務手当 時間外の勤務が発生した場合に支給します。
- (4) 期末手当・勤勉手当 支給要件を満たした場合に支給します。

6 勤務場所

こども家庭センター（青梅市健康センター内）

7 社会保険・労働保険等

加入要件を満たした場合に健康保険・厚生年金・労働保険に加入します。

8 休暇について

任期に応じて、市の規則に基づき有給休暇等が付与され、有給休暇につい

ては時間単位で取得が可能です。

9 選考方法

一次選考…書類選考、二次選考…面接

10 応募期間

令和7年11月14日（金）まで

11 提出書類

(1) 令和7年度会計年度任用職員申込書

(2) 資格・免許の写し

※採用選考に当たり提出された書類は一切返却できませんので、予めご了承ください。

12 申し込み方法

こども家庭センターで配布する「令和7年度会計年度任用職員申込書」に資格証明を添付し、青梅市こども家庭センターへ直接持参または、郵送してください（郵送の場合は11月14日必着、持参の場合は平日8時30分から17時までの間）。

ただし、土・日曜日の申込書の配布および受付はできません。

13 その他

(1) 服務・人事評価

常勤職員と同様に、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限などが適用されるとともに人事評価制度、懲戒処分の対象となります。

また、勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合には、再度任用されることもあります（最大で4回まで）。

(2) 条件付採用期間

採用されると、採用日から1か月は条件付き採用期間となり、その間良好な成績で勤務をしたとき、正式採用となります。

14 提出先・問い合わせ先

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1

青梅市こども家庭部こども家庭センター（青梅市健康センター内）

TEL 0428-22-1111 内線11701